

# 群馬県警からのおねがい

令和8年2月13日

群馬県警察

組織犯罪対策第一課



マネー・ロンダリング対策のために

## 疑わしい取引の届出をお願いします



宅地建物取引士

届出制度のことは聞いたことがあるけど…  
どういう取引が「疑わしい」のかな？

- 真の契約者を隠して契約しようとしている。  
→架空名義人や借名で行われている可能性
- 来日して間もない技能実習生等が倉庫を一括購入。  
→違法な薬物などの栽培目的の可能性
- 現金の出所が不透明な取引。 …などです！  
→違法に得た資金が使われている可能性



上州くん

疑わしい取引の届出は  
特定事業者さんの義務でもあるので、  
ご協力をお願いします。

### 特定事業者の主な義務(犯罪収益移転防止法)

- 顧客等の取引時確認
- 確認記録、取引記録等の作成・保存(7年間保存)
- **疑わしい取引の届出**

特定業務において收受した財産が犯罪による収益の疑いがあり、  
又は顧客等が特定業務に関しマネー・ロンダリングを行っている  
疑いがあると認められる場合に、所管行政庁に「疑わしい取引の届出」を  
行わなければならない。(第8条)



なるほど! **「怪しい顧客」「怪しいお金」**  
 が関わっていると感じたら、届出しているんだね!  
 届け出方法はどこで確認できるのかな?

「**疑わしい取引の届出と届出先行政庁**」で検索!

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/todotop.htm>



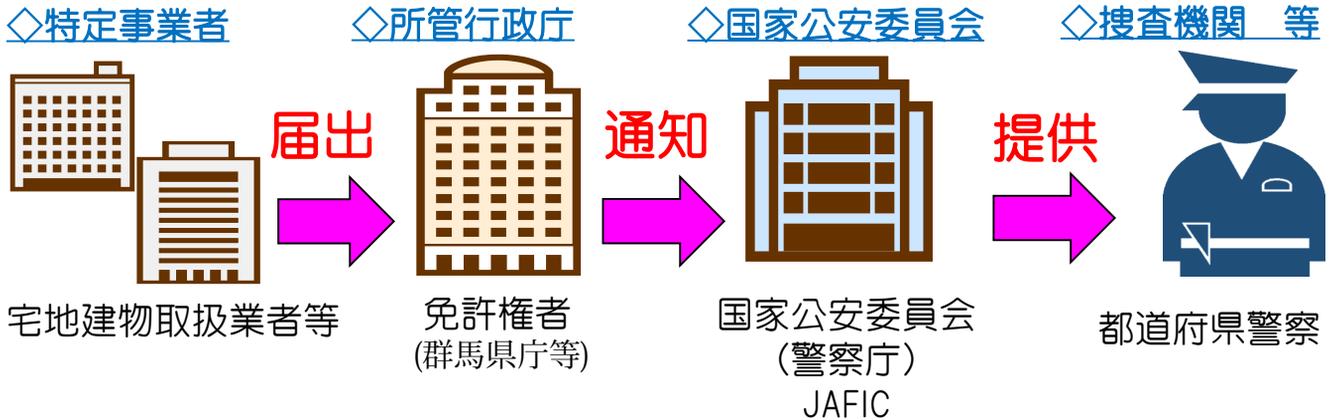
「犯罪収益移転防止のためのハンドブック第2分冊」  
 にも掲載されています。



届出があった疑わしい取引は  
**各都道府県警察で捜査等に活用**されます。



## 疑わしい取引に関する情報の流れ



届 出 し た こ と が  
 取 引 相 手 や 他 の 事 業 者 に  
 知 ら れ る こ と は あ り ま せ ん !!



上州くん みやまちゃん

～連携協定窓口～

群馬県警察本部刑事部  
 組織犯罪対策第一課 犯罪収益対策係  
 警察本部代表電話 027-243-0110 内線 4481、4485  
 Email: [sosiki@police.pref.gunma.jp](mailto:sosiki@police.pref.gunma.jp)